

子育て応援ミニBOOK

「子どもは 豊能のたからもの」

〈妊娠期～就学期〉



豊能町では、安心して子育てができるよう妊娠期からの切れ目のない子育て支援事業の充実を図っています。子育て応援ミニBOOKには、妊娠期から小学校入学頃までの乳幼児の子育てに関する情報を掲載していますので、ぜひお役立てください。

豊能町

子育て応援 その1 妊娠したら…

☆母子健康手帳をもらいましょう

妊娠の診断を受けたら子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」に妊娠届出書を提出し「母子健康手帳」の交付を受けましょう。「母子健康手帳別冊」とともにお受け取りください。

☆母子健康手帳別冊

- ◆妊婦健康診査受診券 ◆乳児一般健康診査受診券
 - ◆出生連絡票(新生児訪問依頼票)兼低体重児出生届
 - ◆妊産婦保健指導連絡票
- 妊娠中から出産後まで使用する受診券など大切な書類の綴りです

☎ 子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」
(保健福祉センター内) Tel.737-8036

☆妊婦健康診査を受けましょう

お母さんとお腹のなかの赤ちゃんの健康を守るため定期的な健康診査を受けましょう。公費で受けられる健康診査は、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診券(14回分の公費助成があります)をお渡しします。健診を受ける際には、この受診券を医療機関の窓口提出してください。

*里帰りなど府外で受診した場合の費用は、申請により返還されますので、お問い合わせください。

☎ 保健福祉センター Tel.738-3813
子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」(保健福祉センター内)
Tel.737-8036

☆妊婦教室(ばばまま教室)に参加しましょう

妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身につけ、出産に伴う不安や悩みを解消しましょう。同じ頃に出産を迎える妊婦さんたちが集い、保健師・助産師・歯科衛生士・管理栄養士が赤ちゃんのお風呂の入れ方、母乳育児のコツ、お母さんの歯のお話や妊婦さんの栄養のお話などを伝えます。

赤ちゃんのお父さんとなる方、またはおじいちゃんおばあちゃん参加もできます。

☎ 保健福祉センター Tel.738-3813

子育て応援 その2 出産したら…

☆出生届の手続きをしましょう

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日から(生まれた日を含む)14日以内に(外国で生まれたときは3か月以内)父母の本籍地、父母の住居地、生まれたところのいずれかの市町村役場に届け出てください。

☆届出に必要なもの

◆出生証明書(医師等の証明) ◆届出人の印鑑 ◆母子健康手帳

☎ 住民人権課 Tel 739-3418

*吉川支所でも受付可

☆出生連絡票(新生児訪問依頼票)を投函しましょう(こんにちは赤ちゃん訪問)

赤ちゃんが生まれたら母子健康手帳別冊にある「出生連絡票(新生児訪問依頼票)」を28日以内に郵送してください。電話での連絡も受け付けています。保健師が家庭訪問して赤ちゃんの体重測定や健康状態など始まったばかりの育児について相談をお受けします。

☎ 保健福祉センター Tel 738-3813

☆健康保険に加入しましょう→出産育児一時金が支給されます

赤ちゃんが生まれたら、世帯主は14日以内に健康保険加入の手続きをしましょう。また、健康保険に加入している方が出産をした場合、出産した日に加入している健康保険から「出産育児一時金」が支給されます。手続きは、加入している健康保険により異なりますので、出産をした方が加入している健康保険組合または勤務先の担当部署にお問い合わせください。国民健康保険に加入しておられる方は、保険課へ届け出をしてください。

☎ 保険課 Tel 739-3422

☆児童手当の申請をしましょう

児童手当は、0歳から中学校修了(15歳に達した日以降 最初の3月31日)までの児童を養育している方に対して支給される制度です。手当を受けるためには、申

請(認定請求書の提出)が必要です。公務員の方は、勤務先に申請してください。

☆申請に必要なもの

◆印鑑 ◆請求者の健康保険証 ◆請求者名義の預金通帳

(令和3年4月現在の支給額)

対象児童区分		児童手当月額(対象児童1人につき)
所得制限 未滿の方	3歳未滿	15,000円
	3歳~小学校修了前	10,000円 (第3子以降15,000円)
	中学生	10,000円
所得制限以上の方		5,000円

☎ 福祉課 Tel 739-3420

*吉川支所内の

福祉相談支援室でも受付可

☆ようこそ赤ちゃん子育て応援隊「すくすく」訪問を実施しています

豊能町では、「ようこそ赤ちゃん」の気持ちを込め「赤ちゃんがお生まれになった家庭の安心と健康」をサポートする、子育て応援隊「すくすく」訪問を実施しています。妊娠から出産・育児までの切れ目のない子育て支援を充実するため、保健福祉センターの保健師や子育て支援センターの保育士、社会福祉士が連携を図り生後4か月までの赤ちゃんとその家庭を訪問し、産後ケアを含め赤ちゃんの発育に必要な情報をお届けするとともに育児の相談などもお受けします。訪問員は、「赤ちゃんの発育」「親子の愛着形成」について研修を受けた専門スタッフです。家庭訪問の時には、「知って良かった情報」のリーフレットや地域の方の手作り布おもちゃも届けます。

☎ 子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」
(保健福祉センター内) Tel 737-8036
保健福祉センター Tel 738-3813
子育て支援センターすきっぷ Tel 738-0255



☆乳幼児等(18歳までの子ども)医療費助成制度があります

健康保険に加入している方で、満18歳までの乳幼児等(18歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの子を含む)の通院・入院の医療費(保険診療に限る)の一部

を助成します。申請により「乳幼児等医療証」を交付します。大阪府内の医療機関等を受診する際に健康保険証とともに医療証を提示すれば、自己負担額が1医療機関当たり入院・通院各500円/1日(月2日限度)になります。

☆申請に必要なもの

◆印鑑 ◆健康保険証(対象となる子どもおよび被保険者の名前が記載されているもの) ◆所得証明書(必要な方のみ)

*大阪府外の医療機関で受診された時は、償還払いの申請があります。
詳細については、保険課(国保)にお問い合わせください。

☎ 保険課 Tel739-3422

*吉川支所でも受付可

子育て応援 その3 子育てが始まったら...

☆乳幼児健康診査を受けましょう

大人に健康診断があるように、赤ちゃんの健康診断は「乳幼児健康診査」(乳幼児健診)と呼ばれています。赤ちゃんの健康状態、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認などを定期的に行います。赤ちゃんのことにについて普段気になっていることを小児科医や保健師に相談できる機会でもありますので、定期的な健診を受けましょう。

「乳幼児健診」には、集団健診(保健福祉センターで実施する無料の健診)と個別健診(産院や小児科の医療機関で受診する有料の健診)があります。個別健診も母子健康手帳別冊にある「乳児一般健康診査受診票」や4か月児健診時に配布する「乳幼児後期健康診査受診票」を利用すれば無料で受けることができます。

◆集団健診には、4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診があります。いずれも対象者に個別通知をします。

☎ 保健福祉センター Tel738-3813

☆予防接種を受けましょう

大切な子どもの命と健康を守る予防接種は、生後2か月頃から始められます。予防接種には、定期接種(定められた接種期間であれば接種費用はかかりません)

と任意接種(自己負担)があり、いずれも必要なワクチンです。予防接種についての個別通知はありません。「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、接種年齢や接種回数、接種間隔、体調などに気をつけ計画的に予防接種を受けるようにしましょう。

☆予防接種を受けるときは、豊能町の予診票が必要です。

個別接種ですので、下記の町内予防接種(個別)委託医療機関に事前に予約の可否を確認してください。

町内予防接種(個別)委託医療機関

医療機関名	住 所	電 話
井上医院	東ときわ台7-5-14	738-7276
西浦医院	光風台1-2-15	736-1672
(医)まわたり内科	新光風台2-16-12	733-3366

☆予防接種に持参するもの

◆母子健康手帳 ◆予診票 *接種前の体温は接種場所で測ります。

☎ 保健福祉センター Tel738-3813

☆子どもと一緒に出かけよう

安心して赤ちゃんと一緒に出かけられる場所があります。相談をして子育ての不安を解消したり、毎日の育児について情報交換をしたり親子で集える時間です。施設によっては、事前に予約の必要な場合があります。開催日時などは、「母と子の健康事業案内」「とよの子育てマップ」豊能町ホームページ「子育てひろば」をご覧ください。

豊能町では、健やかに安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てができるよう子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」を、保健福祉センターと子育て支援センターすきっぷの2か所で開設しています。どちらに連絡していただいても連携しながら、ワンストップでサポートします。お気軽にお越しください。

☎ 子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」 Tel737-8036
子育て支援センターすきっぷ Tel738-0255



赤ちゃんや未就園の子どもがおうちの方と一緒に参加できる場です。



図書館

- ・ものがたいのじかん
- ・おはなしのたまご
- ・ひよこのじかん
- ・こども☆えいが会

民生委員・児童委員

- ・ファミリーフェスタ

地区福祉委員会

- ・子育てサロン



ふたば園 いちごルーム

- ・施設開放
- ・園庭開放
- ・さんさんくらぶ
- ・なかよしテー



ひかり幼稚園

- ・園庭開放
- ・にこにこタイム



保健福祉センター

- ・乳幼児健康相談・栄養相談・歯科相談
- ・フッ素塗布とフッushing(歯磨き)指導
- ・妊婦さんの栄養講座
- ・離乳食と歯の教室Ⅰ・Ⅱ
- ・親子クッキング教室Ⅰ・Ⅱ



子育て支援センター すきっぴ

- ・おひさまルーム(施設開放)
- ・なかよしひろば(年齢別の集い)
- ・「育児の日」イベント



吉川保育所

- ・所庭開放
- ・ぴよっこひろば

*各施設の住所や問い合わせ先など詳細は、16ページをご覧ください。

☎ 子育て支援センターすきっぴ TEL 738-0255

子育て応援 その4 急病・ケガのときには…

赤ちゃんの病気が多くなってくるのは生後6か月くらいからです。多くの場合は、「かぜ」などの感染症にかかることです。赤ちゃんの体調の変化には驚かされますが、赤ちゃんの機嫌が良く食欲もある時は、あわてずホームケアで症状を和らげてあげてください。とはいえ、赤ちゃんの急な発熱に驚かされることもあります。いざという時のために近くの「かかりつけ医」(小児科)を探しておきましょう。



☆こどもの急な病気に困ったら



休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらいいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができます。短縮番号 ☎ 8 0 0 0 でつながります。なお、ダイヤル回線やIP電話の方は、06-6765-3650へ(利用時間は、19時～翌朝8時です。)



救急安心センターおおさかへの短縮番号です。固定電話、携帯電話からも ☎ 7 1 1 9 により、ご利用できます。なお、ダイヤル回線やIP電話の方は、06-6582-7119からご利用いただけます。

豊能広域子ども急病センター

TEL:072-729-1981
箕面市萱野5-1-14

夜間・休日の子ども(中学生以下)の急病に対して救急診療(耳鼻科・歯科を除く)を行います。ケガ・やけど・異物の誤飲などの救急の診療はできません。
《受付(診療)時間》
平日:18:30～翌6:30 診察開始は19:00から
土曜日:14:30～翌6:30 診察開始は15:00から
日曜・祝日・休日:8:30～翌6:30
(年末・年始 12/29～1/3)
診察開始は9:00から



緊急時には、あわてず落ち着いて119番(局番なし)

＜連絡する内容＞ 場所(住所)を正確に伝える
急病か事故(ケガ)か、状況を伝える
連絡者(通報者)の氏名、住所、電話番号を伝える

子育て応援 その5 保育・教育が必要になったら…

☆一時的に保育が必要になったら…

一時的に保育が必要になった場合に利用できる制度として「一時預かり事業」「ファミリー・サポート・センター事業」があります。

☆一時預かり事業

家庭保育が一時的に困難になった乳幼児を、子育て支援センターすきっぷ・ふたば園いちごルームで必要な保育を行います。利用にあたっては、事前登録が必要です。

対象児童	町内にお住まいの生後 57 日目から就学前までの児童
利用が可能な日時	実施施設の開所日 (年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日、 祝日、土日を除く月曜日から金曜日) 午前 9 時から午後 5 時まで
利用料	1 時間 800 円
その他	利用料には、食事、ミルク、おやつなどを含みません

*登録の方法など詳細については、「一時預かり事業のしおり」または、豊能町ホームページをご覧ください。

☆事前登録に持参するもの

- ◆一時預かり事業利用登録申込書(ダウンロード可)
- ◆印鑑

☆利用申込みに必要なもの

- ◆一時預かり事業利用登録証◆印鑑
- ◆一時預かり事業利用申込書(ダウンロード可)

☎ 子育て支援センターすきっぷ TEL738-0255

☆ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助が可能な人(援助会員)、その両方を希望する人(両方会員)からなる会員制の育児相互援助活動をしています。病中病後の援助や家事援助は行えません。利用にあたっては事前の登録が必要です。

依頼会員	子どもを預ける会員 町内にお住まいの生後 57 日目から小学校6年生までの児童がいる人
援助会員	子どもを預かる会員 町内にお住まいで子どもの好きな人、育児経験のある人、相互援助活動に理解のある人
両方会員	依頼会員と援助会員の両方を希望する会員
利用時間 及び 報酬	平日昼間：午前8時から午後8時 1時間あたり800円 土日祝日昼間：午前8時から午後8時 1時間あたり900円 上記時間以外の早朝・夜間 1時間あたり900円

*登録の方法など詳細については、「とよのファミリー・サポート・センター」事業案内または、豊能町ホームページをご覧ください。

☆会員登録に必要なもの

- ◆会員登録する人の顔写真(4 ㍉×3 ㍉) 1 枚 ◆印鑑

☎ 子育て支援センターすきっぷ TEL738-0255

☆保育所・幼稚園の入所・入園の時期になったら…

幼稚園(※①)、保育所、認定こども園等の利用を希望する場合は、町に「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」を提出し、「保育の必要性の認定」

等を受ける必要があります。(原則として児童及び保護者が本町に居住し、住民登録していること。)

申請を受けて、町が3つの認定区分(下記参照)に応じて「支給認定証」を交付し、利用施設の種類が決まります。

※①新制度に移行されない幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

☆保育の必要性の認定について

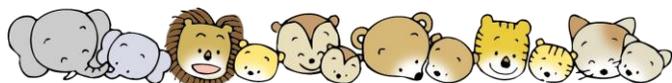


①認定区分について

年齢	保育の必要性	認定区分	保育の必要量	利用施設の種類
満3歳以上	幼稚園等での教育を希望される場合	1号認定 (教育認定)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園 (教育部分)
	「保育の必要な事由(※)」に該当し、	2号認定 (保育認定)	保育標準時間	保育所 認定こども園 (保育部分)
保育所等での保育を希望される場合	保育短時間			
満3歳未満	保育所等での保育を希望される場合	3号認定 (保育認定)	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 (保育部分) など

※保育の必要な事由…保護者が一定基準以上の就労をしている、妊娠中または出産後間がないなど、国が定める保育の必要性の基準に基づき、町が認定します。

(詳しくは、豊能町の「保育所・認定こども園 入所のご案内」をご覧ください。
豊能町ホームページよりダウンロード可)



②保育の必要量について

保育認定(2号認定・3号認定)にあたっては、保護者の保育を必要とする事由により、常時(月64時間以上[目安:1日4時間以上かつ週4日以上])保育が必要な状態にあることが必要です。

また、就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。

保育の必要量	保育時間	就労時間等の要件
「保育標準時間」	両親のフルタイム就労等を想定した利用時間(1日最長11時間の中で必要となる保育時間)	<u>月120時間以上</u> (目安:6時間/日×5日/週×4週)
「保育短時間」	両親またはいずれかがパートタイム就労等を想定した利用時間(1日最長8時間の中で必要となる保育時間)	<u>月64時間以上</u> (目安:4時間/日×4日/週×4週)

③入園・入所申込について

幼稚園・認定こども園・保育所の入園、入所を希望される場合は、「入園願書」「保育所入所申込書」が必要です。必要な書類は、各施設、本庁教育委員会・支所に設置しています。

④願書等の配布及び受付期間

町立の幼稚園・認定こども園の願書受付は、例年9月上旬から中旬に行います。保育所(認定こども園保育部分の利用希望)は、10月上旬から中旬に行います。

詳しくは、広報とよの、豊能町ホームページをご覧ください。

☆教育・保育の支給認定申請及び入園・入所に必要なもの

- ◆子どものための教育・保育給付支給認定申請書 ◆印鑑
- ◆入園希望の場合は、入園願書
- ◆保育所入所希望の場合は、保育所等入所申込書類一式

*町内の施設は、16ページをご覧ください。

☎ 教育委員会 子育て課 Tel.739-3432

子育て応援 その6 子育てを応援する制度について

☆育児相談

まわりのみんなは楽しそうに子育てしているように思えたり「つらいのは私ば

っかり」と落ち込んだりしていませんか？子育てに不安や悩みを感じた時は、一人で悩まず相談してください。人に話すことで、自分の気持ちが整理でき、落ち着くこともあります。

☆育児相談の窓口

相談内容	担当窓口	電話番号
乳幼児健康相談・栄養相談 妊娠・出産・乳幼児の発育・育児 栄養などについて	子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」 (保健福祉センター内)	737-8036
育児相談 育児に関すること 育児不安・産後うつなど心の相談	子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」 (子育て支援センター すきっぷ内)	738-0255
家庭児童相談 いじめ・体罰、児童虐待などについて	教育委員会こども育成課 池田子ども家庭センター	739-3432 751-2858

☆ひとり親家庭への支援

☆児童扶養手当について

児童扶養手当は、母(父)子家庭などで18歳未満の児童を養育している母(父)または養育者に対して支給される手当です。支給額は、対象児童数、母(父)および扶養義務者の所得により異なります。所得制限があり、支給が一部または全額停止されることがあります。

(令和5年4月現在の支給額)

対象児童数	全部支給	一部支給
1人目	月額44,140円	月額44,130円～10,410円
2人目	月額10,420円を加算	月額10,410円～5,210円を加算
3人目以降	一人増える毎に 月額6,250円を加算	一人増える毎に 月額6,240円～3,130円を加算

請求に必要な書類は、それぞれ異なりますので事前に確認・相談等の上手続きをしてください。

☎ 福祉課 Tel739-3420

*吉川支所内の
福祉相談支援室でも受付可

☆ひとり親家庭医療費助成について

健康保険に加入している母子、父子、養育者家庭の方で次の条件に該当する方の医療費(保険診療に限る)を助成します。

①18歳までの子(18歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの子含む)

②①の子を監護する父または母

③①の子を養育する養育者

※上記①から③の方には要件があり、また、所得制限もありますので事前にお問い合わせください。

☎ 保険課 Tel739-3422

☆ひとり親家庭相談について

*吉川支所でも受付可

母(父)子家庭などの生活相談・就労支援・養育相談・離婚前相談などを大阪府母子自立支援員がお受けします。

☎ 池田子ども家庭センター生活福祉課 Tel752-7948

☆障害のあるお子さんへの支援

☆特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、障害のある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に対して支給される手当です。所得制限を超える場合は、支給されません。

(令和5年4月現在の支給額)

対象児童区分	特別児童扶養手当月額
障害程度1級	対象児童1人につき月額53,700円
障害程度2級	対象児童1人につき月額35,760円

請求に必要な書類は、それぞれ異なりますので事前に確認・相談等の上手続きをしてください。

☎ 福祉課 Tel739-3420

*吉川支所内の
福祉相談支援室でも受付可

☆サポート相談事業

町立の保育所、幼稚園、認定こども園に通う乳幼児が、個別に配慮を要する(発達障害などの障害がある場合を含む)と認められた場合、保護者からの申請によりサポート相談事業の支援を受けることができます。

早期より保護者との連携を密にし、日々の保育・教育が、お子様にとってより

良い環境となるよう、また、支援の手がかりをつかむために「個別の支援計画」を作成し、義務教育修了までの継続したサポートを行います。

サポート相談事業について詳しくお聞きになりたい方は、町立の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校または、下記担当課までお問い合わせください。

☎ 保健福祉センター Tel738-3813
 教育委員会 こども育成課 Tel739-3432

☆障害のある子どもや発達についての相談窓口

相談内容	担当窓口	電話番号
特別児童扶養手当・障害児福祉手当など手当・助成に関すること	福祉課	739-3420
療育手帳・身体障害者手帳など障害者手帳に関すること	福祉課 福祉相談支援室 (吉川支所内)	738-7770
自立支援給付・自立支援医療などに関すること		
障害児の通所支援に関すること		
養育や心の発達に関すること	子育て世代包括支援センター「はぐはぐ」 (子育て支援センターすきっぷ内)	738-0255

子育て応援 その7 子育てを楽しみましょう

☆「育児の日」について

豊能町では、子どもと子育てを応援する町づくりを目指して、毎月19日を「育児の日」と定め、地域における子育て支援の充実を図っています。一人ひとりが子育てや家族を支える地域の大切さについて考え、子どもが育つ環境を豊かにするため男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスなどの視点から協働の子育てを推進しています。幅広い世代のみなさんに参加していただけるよういろいろ

なイベントを開催しています。



毎月19日は「育児の日」

☎ 子育て支援センターすきっぷ Tel738-0255

☆子育て支援地域交流事業について

町内の子育て支援施設は、子育て支援センターすきっぷと認定こども園ふたば園いちごルームがあります。下記の施設でも交流事業などを行っています。事前に申込みが必要な場合もありますので実施日等については、とよの子育てマップ・広報とよの・豊能町ホームページをご覧ください。また、お問い合わせの場合は、実施施設に直接おたずねください。

実施施設	内容	電話番号
子育て支援センター すきっぷ (吉川201)	おひさまルーム(施設開放) なかよしひろば(年齢別のつどい) 育児の日	738-0255
子育て世代 包括支援センター はぐはぐ	保健福祉センターと子育て支援センターすきっぷにあります。お気軽にお越しください。	737-8036
認定こども園ふたば園 いちごルーム (希望ヶ丘6-18-1)	園庭開放 施設開放 なかよしデー さんさんくらぶ	739-1577
ひかり幼稚園 (新光風台1-5-1)	園庭開放 にこにこタイム	738-4345
吉川保育所 (吉川201)	所庭開放 ぴよっこひろば	738-0071
図書館 (光風台5-1-2)	ものがたりのじかん おはなしのたまご ひよこのじかん こども☆えいが会	738-3304

☆フックスタート事業について

地域の子育て家庭への支援を目的として、町内に住所を有する1歳未満の赤ちゃんとその保護者に絵本の紹介と絵本をお渡しします。転入の方は、転入児訪問にお伺いした時にお渡しします。



☎ 子育て支援センター すきっぷ TEL738-0255

☆豊能町民生委員児童委員主催のファミリーフェスタや地区福祉委員企画の子育てサロンも開催されます。

(開催日時等は、折り込みチラシで案内されます)

☎ 子育て支援センター すきっぷ 738-0255



子育て応援 その8 小学校入学時期になったら…

小学校生活への円滑な接続をめざし共通の見通しが持てるよう相互交流など小学校との連携事業を実施しています。町立の保育所、幼稚園、認定こども園に通う就学前児童には、所園を通じてお知らせいたします。町外の施設をご利用の方は、こども育成課までお問い合わせください。



☆就学时健康診断があります

学校保健安全法の規定により翌学年の初めから小学校に入学する児童を対象に10月中旬から11月末にかけて、就学时健康診断を実施しています。対象者には、個別に通知があります。

☎ こども育成課 TEL739-3432

☎ 教育総務課 TEL739-3426

☆就学通知書が送付されます

学校教育法の規定により教育委員会から就学通知書が送付されます。通知書には、指定学校名(入学する小学校名)が記載されています。指定学校以外の学校へ就学される場合や転居予定のある場合は、校区外就学の届出が必要です。事前に必ず教育委員会または学校へ連絡をしてください。

☎ 教育総務課 TEL739-3426

☆放課後児童健全育成事業について

児童の健全育成を図るため、授業が終わった後の放課後にあそびや生活の場を提供しています。放課後に子どもたちが安全に過ごせる居場所づくりとして、放課後子ども教室(小学校)があります。また、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、留守家庭児童育成室(放課後児童クラブ)があり、相互に連携して実施しています。

☆放課後子ども教室の利用について



授業終了から小学校の最終下校時間までを余裕教室等を利用して安全に過ごせる児童の居場所を提供しています。利用方法や実施状況については、小学校にお問い合わせください。

☎ 義務教育課 TEL739-3427
東能勢小学校 TEL739-0016
東ときわ台小学校 TEL738-3451
こども育成課 TEL739-3432
吉川小学校 TEL738-0843
光風台小学校 TEL738-2361

☆留守家庭児童育成室の利用について

利用対象になるのは、保護者が就業・疾病等の事由により、放課後、留守家庭になる小学校1～6年生の児童で、放課後帰宅しても保護者の監護を受けられない状態が月間15日以上、かつその月が3カ月以上継続する留守家庭児童です。利用には、申請が必要です。詳細については、広報とよの・豊能町ホームページをご覧ください。

育成室	所在地	電話	定員
東ときわ台 留守家庭児童育成室	東ときわ台5丁目17番地 (東ときわ台小学校敷地内)	738-5594	50名程度
東能勢 留守家庭児童育成室	余野1008番地 (東能勢小学校敷地内)	739-0626	50名程度
光風台 留守家庭児童育成室	新光風台1丁目5番地の1 (光風台小学校敷地内)	738-3829	50名程度

